省　令

○厚生労働省令第百七十五号

確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第三百七十五号）の施行に伴い、並びに確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六条第一項、第七条第一項及び第二項、第十六条第一項、第十七条第一項、第五十五条第四項第二号、第五十七条、第六十条第二項及び第三項、第七十三条、第百五条並びに第百六条、確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第一条、第四条第二号、第二十四条第一項第四号、第四十五条第一項、第三項及び第四項、第四十八条並びに第五十四条の四、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第八十四条並びに中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第十七条第一項の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令

（確定給付企業年金法施行規則の一部改正）

第一条　確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

三　給付の額の算定方法が第二十五条第四号に掲げる方法である確定給付企業年金（以下「リスク分担型企業年金」という。）とリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金とをそれぞれ実施する場合

第四条第三項中「費用の予想額」を「費用の通常の予測に基づく予想額（以下「通常予測給付額」という。）」に改める。

第五条中「にあっては、第二号」の下に「、第五号及び第六号」を加え、同条第一号中「給付の設計の見直し」の下に「（リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金をリスク分担型企業年金に変更すること（次号及び第五号において「リスク分担型企業年金開始変更」という。）及びリスク分担型企業年金をリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金に変更すること（次号及び第六号において「リスク分担型企業年金終了変更」という。）を含む。）」を加え、同条第二号中「減額すること」の下に「（リスク分担型企業年金開始変更又はリスク分担型企業年金終了変更を行った結果、給付の額が減額されることとなる場合を含む。次号において同じ。）」を加え、同条に次の二号を加える。

五　当該規約の変更がリスク分担型企業年金開始変更を内容とするものである場合において、変更後のリスク分担型企業年金が第二十五条の二第一項第二号イに規定する場合に該当することとなること又は該当することとなる蓋然性が高いこと。

六　当該規約の変更がリスク分担型企業年金終了変更を内容とするものである場合において、変更前のリスク分担型企業年金が第二十五条の二第一項第二号ロに規定する場合に該当していること又は該当する蓋然性が高いこと。

第六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、前条第五号又は第六号に掲げる理由により給付の額を減額する場合は、第一号及び第二号イに定める手続を要しない。

第七条第一項第四号中「限る。」を「限り、第九号に掲げる事項を除く。」に、同項第五号中「及び第九号に掲げる事項」を「並びに第十号に掲げる事項、第四十五条第四項に規定するリスク分担型企業年金掛金額及び第四十六条の二第一項に規定するリスク対応掛金額」に改め、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第九号から同項第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　第二十五条第四号に規定する調整率

第七条第二項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「前項第十二号」を「前項第十三号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　前項第九号に掲げる事項

第八条第一項第六号中「場合」の下に「（第五条第五号又は第六号に掲げる理由により減額する場合を除く。）」を加える。

第十条第五号中「第七条第一項第十二号」を「第七条第一項第十三号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「第七条第一項第九号」を「第七条第一項第十号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　第七条第一項第九号に掲げる事項

第十二条中「第五条第二号」の下に「、第五号及び第六号」を加え、同条第一号中「第四号」の下に「から第六号まで」を加える。

第十五条第三号中「第九号」を「第十号」に、「第十一号及び第十二号」を「第十二号及び第十三号」に改める。

第十六条第二号中「場合」の下に「（第五条第五号又は第六号に掲げる理由により減額する場合を除く。）」を加える。

第十八条第三号中「第九号及び第十二号」を「第九号、第十号及び第十三号」に改める。

第二十五条中「いずれかの方法」の下に「（第六十五条に規定する簡易な基準に基づく確定給付企業年金の場合にあっては、第一号から第三号までのいずれかの方法）」を加え、同条に次の一号を加える。

四　令第二十四条第一項第一号から第三号まで及び前三号の方法により算定した額（次条において「調整前給付額」という。）に次条に規定する調整率（以下「調整率」という。）を乗じた額とする方法

第二十五条の次に次の一条を加える。

（調整率）

第二十五条の二　調整率は、リスク分担型企業年金を開始する日の属する事業年度以降の事業年度について、次のとおり定められるものとする。

一　リスク分担型企業年金を開始するとき又はリスク分担型企業年金を実施している場合であって給付の設計を変更するとき（掛金の額に係る規約の変更を行う場合に限る。）における調整率は一・〇とする。

二　毎事業年度の決算及び財政計算を行うときに、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める基準を満たすように改定するものとする。

イ　積立金の額に第四十五条第四項に規定するリスク分担型企業年金掛金額の予想額の現価に相当する額を加えた額（以下この条において「給付財源」という。）が調整前給付額の通常の予測に基づく予想額の現価に相当する額に財政悪化リスク相当額（第四十三条第一項に規定する財政悪化リスク相当額をいう。以下この号において同じ。）を加えた額を上回る場合　給付財源と通常予測給付額の現価に相当する額に財政悪化リスク相当額を加えた額が同額となること。

ロ　給付財源が調整前給付額の通常の予測に基づく予想額の現価に相当する額を下回る場合

給付財源と通常予測給付額の現価に相当する額が同額となること。

ハ　イ及びロ以外の場合　調整率が一・〇となること。

三　前号の調整率の改定は、当該事業年度の末日又は当該財政計算の計算基準日の属する事業年度の翌事業年度又は翌々事業年度以降の事業年度の調整率について行うものとし、当該翌事業年度又は翌々事業年度以降五事業年度については、調整率を段階的に引き上げ又は引き下げることができる。